

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」主な成果（平成29年度）

総括

- 若年層の女性に対する性的な暴力の根絶に向け、社会を挙げての取組を進めている一方、問題は依然として深刻な状況にある。
- 関係行政機関等の相談窓口への相談割合が低いなど、引き続き課題が残されている。
- こうした問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であり、今後とも、政府を挙げたより一層の取組が必要。

具体的取組(主なもの)

1. 更なる実態把握

○男女間における暴力に関する調査<内閣府>

(平成29年12月調査/対象：全国20歳以上の男女)

無理やり性交等をされた経験*1：4.9% (約20人に1人)

うち女性は7.8% (約13人に1人)

*1加害者は、配偶者・交際相手で47.6%、まったく知らない人で11.6%

→うち、だれかに被害の相談*2をした人：39% (女性：38.3%)

*2主な相談先は「友人・知人」(25.0%)、「家族や親戚」(13.4%)

○若年層を対象とした性的な暴力の被害等に関するインターネット調査<内閣府>

(平成30年2月調査/対象：15歳(中学生除く)～39歳の女性)

・モデル・アイドル等の勧誘等の経験がある人のうち、
聞いていない性的な行為の撮影を求められた経験のある人：11.3% (約9人に1人)

→うち、実際に求められた行為の撮影に応じた経験のある人：46.6% (約2人に1人)

→うち、だれかに被害の相談*3をした人：58.9% (約1.5人に1人)

*3主な相談先は「友人・知人」(27.4%)、「家族や親戚」(20.2%)

○「JKビジネス」の営業に関する実態調査<警察庁>

「JKビジネス」店数：131店 (H29.12現在)

→業態別では接触型が全体の約7割、店舗型は全体の5割強。

→地域別では東京都が全体の約6割、大阪府が全体の約3割。

※「JKビジネス」の規制条例の制定地域：愛知県(H27.3)、東京都(H29.3)、兵庫県(H29.12)。

※改正条例案を議会に上程した地域 (H30.3.16現在)：神奈川県、大阪府

2. 取締り等の強化

○検挙件数 (H29.4～12) <警察庁>

・AV出演強要問題：4件3人(強要罪等) ※スカウト行為は97件105人

※なお、H30.1 警視庁において、AVプロダクション社員らを淫行勧誘等で検挙し、AV業界団体等への事件説明会(合計171社179人出席)を実施。

・「JKビジネス」問題

経営者や客等の検挙件数：37件42人 検挙に伴う被害児童保護数：25人

○立入調査店舗数 (H29.4～12) <警察庁>

343店舗、うち124店舗が「JKビジネス」の店舗と判明

3. 教育・啓発の強化

○AV出演強要問題・「JKビジネス」等被害防止月間 (H29.4)

○被害防止教室 (H29.4～12) <警察庁、文部科学省>

・AV出演強要問題：6,910回、948,658人

・「JKビジネス」問題：10,908回、1,806,518人

○新たな被害者を生まないための教育啓発の推進 <文部科学省等>

教員、生徒、保護者等、それぞれの属性に応じた研修等の実施

○AV業界団体への適用法令等の周知 <厚生労働省、消費者庁>

4. 相談体制の充実

○公的機関の相談窓口への相談件数 (述べ数) ※相談件数については重複あり

	AV出演強要	JKビジネス
ワンストップ支援センター (H29.4～H30.2)	38件	13件
法テラス (H29.4～12)	30件	10件
警察の相談窓口 (H29.4～12)	8件	31件
女性センター等*4 (H29.4～H30.2)	24件	2件
合計	100件	56件

*4全国の女性センター、配偶者暴力相談支援センター

○行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 (H30.3)

全国42か所(42都道府県)←全国36か所(36都道府県) (H29.3)

5. 保護・自立支援その他

○消費者団体訴訟制度を活用した対応策の検討<消費者庁>

適格消費者団体である消費者機構日本が、AV人権倫理機構に対し、AV出演が明確に伝わり、個人の自己決定権を尊重する契約書になるよう意見書を提出。